

## 使用許可料算定基準について（案）

使用許可料は、次の使用許可基礎額とする。

### 使用許可基礎額

- 1 使用許可基礎額は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までについては、 $\text{m}^2$ 当たり建物●●円、土地●●円とする。
- 2 使用許可基礎額は、上記1の期間経過後、以下により原則毎年度改定する。
  - (1) スライド使用許可基礎額＝従前の使用許可基礎額×スライド率（注）  
（注）地価変動率などを踏まえ、民間精通者の意見を徴して決定する。
  - (2) (1)のスライド使用許可基礎額が従前の使用許可基礎額を上回っている場合  
従前の使用許可基礎額×1.20 とスライド使用許可基礎額のいずれか低い方の額
  - (3) (1)のスライド使用許可基礎額が従前の使用許可基礎額を下回っている場合  
従前の使用許可基礎額×0.8 とスライド使用許可基礎額のいずれか高い方の額